

平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条に基づき、平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(指定機関)

第2条 知事は、補助金交付事務の円滑な遂行を図るため、交付事務の一部について、当該事務の遂行能力を有すると認められる機関（以下「指定機関」という。）を指定して委託するものとする。

(書類提出の方法)

第3条 この要領により知事に提出する書類は、指定機関への持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達日の証明ができるもの）とする。ただし、太陽光発電設備に係る事業実施申込書は、指定機関へ電子メールにて提出するものとする。

(太陽光発電設備又は太陽光発電設備と蓄電池設備併設時に係る補助事業実施申込書)

第4条 要綱第5条第1項の規定により、太陽光発電設備又は太陽光発電設備と蓄電池設備の併設に係る事業実施にあたり提出する書類は、次に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期間
平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金事業実施申込書	第1号	1部	平成30年4月1日から平成31年2月28日まで

2 前項の申込書は指定機関に電子メールにて提出するものとする。

(太陽光発電設備又は太陽光発電設備と蓄電池設備併設時に係る補助金交付申請書(兼実績報告書))

第5条 要綱第5条第4項の規定により、太陽光発電設備又は太陽光発電設備と蓄電池設備の併設に係る補助金の交付申請及び実績報告に当たり知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金交付申請書(兼実績報告書)	第7号	1部	電力受給開始日後30日を経過する日又は平成31年3月31日のいずれか早い日(ただし、電力受給開始日が平成30年4月1日から同年5月31日までのものは、同年6月30日を提出期限とする)
平成30年度再生可能エネルギー等設備導入事業実績書	第8号	1部	

※事業完了の日（工事完成日）は、電力会社との受給契約開始日とする。

2 前項の補助金交付申請書（兼実績報告書）に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者本人の住民票の原本、又は会社謄本の原本（現在事項証明書）（提出日から3か月以内に発行されたもの） 1部

(2) 補助事業の実施状況を示す以下の写真（カラー写真とすること。A4台紙に貼付のこと。）各1部

イ 太陽電池モジュールが設置された建物の建物全体写真

ロ 連系点（パワーコンディショナと余剰電力販売用電力量計が接続された宅内配線の分電盤の設置場所）の建物（住宅）の建物全体写真

※イとロの写真は共用可能

ハ 太陽電池モジュールの設置状態（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）を示す写真

※既築設置の場合、補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）

設置前で足場を組んでいない状態の、設備を設置する屋根の面及び建物全体の写真を添付すること。補助対象設備の設置前の写真はカラーのものとし、設置箇所に○を付けること。

※写真により全ての枚数が確認できない場合は、補足としてシステム（モジュール）配置図を添付すること（この場合でも、写真を添付すること）

※集合住宅に設置した場合は、各戸のシステムが判るように写真に記載の上、システム（モジュール）配置図を必ず添付すること

ニ 設置したパワーコンディショナの品番ラベルの写真

※メーカー、定格出力、型式がわかるものであること。（複数台設置の場合は全て）

ホ 蓄電池設備が設置された状況が確認できる写真（蓄電池を設置する場合）

(3) 補助事業の実施に係る領収書の写し（補助事業者が法人にあっては、補助事業者自身が発行したものは認めない） 1部

※補助事業者が補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できること

(4) 蓄電池を設置する場合、蓄電池の補助対象経費がわかる見積内訳書等の写し 1部

(5) 電力会社との電力受給契約確認書の写し 1部

※電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類のコピーでも可とする。太陽光発電設備の増設について補助金を申請する場合、増設量が判るように設備を増設する前に交わした電力受給契約確認書の写しも添付すること。

(6) 補助対象設備（全ての太陽電池モジュール）の出力対比表の写し（原則としてメーカー発行のもの） 1部

※発行の無いメーカーの場合は、出力対比表（参考様式2）に製造番号票等（型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写しを、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付すること

(7) 口座振替申出書（参考様式1）（申請者本人名義のもの） 1部

- (8) 預金通帳の写し（申請者本人名義のもの） 1部
- (9) 申請者が補助対象設備を設置する建物等の所有者と賃貸借契約を締結している場合は、当該設備設置に係る所有者の承諾書、賃貸借契約書の写し及び法定耐用年数にわたり設備を使用する旨を記載した確認書（様式任意）を添付すること。 1部
- (10) 山形県民CO₂削減価値創出事業「やまがた太陽と森林の会」の参加申込書 1部
- (11) その他知事が必要と認めるもの

3 補助金交付申請額は、要綱第4条の規定により算出される額とする。

（木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置及び地中熱利用空調・融雪装置に係る補助金交付申請書）

第6条 要綱第6条第1項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期間
平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金交付申請書	第2号	1部	平成30年4月1日から 平成31年2月28日まで
平成30年度再生可能エネルギー等設備導入事業計画書	第3号	1部	

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象設備設置前の状況がわかる写真（カラー写真とすること。台紙に貼付のこと。新築の場合は図面等を添付すること） 1部
- (2) 補助対象設備の仕様がわかるカタログ等（機器の仕様（出力、燃料消費量、消費電力が記載されたもの）がわかるもの） 1部
- (3) 工事請負契約書の写し（補助対象設備に係るものすべて）
- (4) 補助対象設備の補助対象経費がわかる見積内訳書等の写し
- (5) 申請者が補助対象設備を設置する建物等の所有者と賃貸借契約を締結している場合は、当該設備設置に係る所有者の承諾書、賃貸借契約書の写し及び法定耐用年数にわたり設備を使用する旨を記載した確認書（様式任意）を添付すること。 1部
- (6) 地中熱利用融雪装置において、ヒートポンプを利用しない方式（散水方式を除く）を設置する場合、設置するものがCOP3.0以上の水準であることを証明する確認書（様式任意）を添付すること。（1㎡あたりの融雪に必要とする熱量及び地下水を汲み上げるために要する消費電力がわかるもの、必要水量、水源計画、配管経路などを記載すること。） 1部
- (7) 口座振替申出書（参考様式1）（申請者本人名義のもの） 1部
- (8) 預金通帳の写し（申請者本人名義のもの） 1部
- (9) 木質ペレットを燃料とした木質バイオマス燃焼機器の場合、山形県民CO₂削減価値創出事業「やまがた太陽と森林の会」の参加申込書 1部
- (10) その他知事が必要と認めるもの

3 補助金交付申請額は、要綱第4条の規定により算出される額とする。

（木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置及び地中熱利用空調・融雪装置に係る補助金実績報

告書)

第7条 要綱第6条第5項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金実績報告書	第9号	1部	設置工事の完成の日後30日を経過する日 又は平成31年3月31日のいずれか早い日
平成30年度再生可能エネルギー等設備導入事業実績書	第10号	1部	

※事業完了の日（工事完成日）は、補助対象設備に係る設置工事の完成の日とする。

2 前項の補助金実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業の実施状況を示す写真（設置した設備の設置状況が確認できるもの。）及び補助対象設備が設置された建物全体写真（カラー写真とすること。） 各1部
- (2) 補助事業の実施に係る領収書の写し（補助事業者が法人にあっては、補助事業者自身が発行したものは認めない。） 1部

※補助事業者が補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できること

- (3) 補助事業者が個人の場合は、補助事業者本人の住民票の原本、法人の場合は会社謄本の原本（現在事項証明書）（提出日から3か月以内に発行されたもの） 1部
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（事業計画変更承認申請書）

第8条 要綱第8条第2項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	部数
平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業計画変更承認申請書	第4号	1部

2 前項の事業計画変更承認申請書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 変更契約書の写し（変更契約を行った場合） 1部
- (2) その他知事が必要と認めるもの

（事業中止（廃止）承認申請書）

第9条 要綱第8条第4項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	部数
平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業中止（廃止）承認申請書	第5号	1部

2 前項の事業中止（廃止）承認申請書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 県の交付決定の通知 1部

（事業承継承認申請書）

第10条 要綱第8条第5項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	部数
平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業承継承認申請書	第6号	1部

(財産処分承認申請書)

第11条 要綱第8条第6項第4号の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	部数
平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金財産処分承認申請書	第11号	1部

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。